

入 札 公 告

事後審査型制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定及び西宮市上下水道局契約規程（昭和42年西宮市水道局管理規程第13号）において準用する西宮市契約規則（昭和39年西宮市規則第26号。以下、「契約規則」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月7日

西宮市上下水道事業管理者 青 山 弘

1 入札に付す事項

- | | |
|----------------|---|
| （1）工 事 件 名 | 名塩さくら台中継槽ほか送水ポンプ盤等更新工事 |
| （2）工 事 場 所 | 西宮市 名塩さくら台4丁目48番地ほか |
| （3）工 事 期 間 | 契約締結の翌日から令和10年3月24日まで |
| （4）工 事 概 要 | 引込開閉器盤 1面
主幹動力電灯盤 1面
発電機電源接続盤 1面
送水ポンプ盤 3面
計装盤 1面
計装設備 一式
伝送装置盤機能増設 一式
監視制御装置機能増設（丸山浄水場） 一式
流入電動弁 1台
配管配線工事 一式
その他工事 一式 |
| （5）契 約 締 結 日 | 落札者決定日の翌日（閉庁日を除く。） |
| （6）予 定 価 格 | 事後公表 |
| （7）最 低 制 限 価 格 | 事後公表 |

本入札は「西宮市上下水道局建設工事請負契約に係る変動型最低制限価格取扱要領」の規定による変動型最低制限価格を適用する。

- （8）支 払 条 件 ■前払金（前金払、中間前金払）

1. 前金払

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）による保証を受けたものに限り、西宮市上下水道局公共工事の前払金に関する規程（昭和63年西宮市水道局管理規程第3号）において準用する公共工事の前払金に関する規則（昭和43年西宮市規則第56号。以下、「前払金規則」という。）に基づき、請負金額のうち各年度に係る額（以下、「各年度出来高予定額」という。）の40%以内を次の区分により支払う。

(1) 初年度の前払金として

「初年度出来高予定額×40%以内」を、請求を受けた日から14日以内に支払う。

なお、請求手続きは、契約締結日から30日以内に行わなければならない。

(2) 次年度以降の前払金として

「各年度出来高予定額×40%以内」を、請求を受けた日から14日以内に支払う。

なお、請求手続きは当該年度の4月1日（前年度出来高の検査により出来高を認定した日が4月1日より後である場合にあっては当該認定の日）から30日以内に行わなければならない。

2. 中間前金払

次の条件の全てを満たし、公共工事の前払金保証事業に関する法律による保証を受けたものに限り、前払金規則に基づき、前払金に追加して各年度出来高予定額の20%以内を請求を受けた日から14日以内に支払う。

【条 件】

- ・各年度に係る前払金を支払われていること。
- ・各年度に係る工期の2分の1を経過していること。
- ・工程表により各年度に係る工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

■部分払

次の計算方法により算出された金額を、請求のあった日から14日以内に支払う。

計算方法：各年度末時点工程検認時出来高 × {9/10 - (各年度前払金 + 各年度中間前払金) / 各年度出来高予定額}

ただし、各年度支払予定額の範囲内とする。

なお、各年度の工程検認時出来高が当該年度の出来高予定額に満たなかった場合、各年度出来高予定額に相当する出来高の達成後、各年度支払予定額と上記計算方式により算定された部分払額の差額を支払う。

■しゅん工払

しゅん工検査合格後、請求のあった日から40日以内に残額を支払う。

■その他

特別な事情が生じた場合は、工事所管課と協議すること。

(9) 支払予定額等

各年度における出来高予定額及び支払予定額は概ね次の割合によるものとし、契約締結後、協議して定めるものとする。

令和8年度 出来高予定額：請負金額の0.832375%

支払予定額：請負金額の0.749137%

令和9年度 出来高予定額：請負金額－令和8年度出来高予定額

支払予定額：請負金額－令和8年度支払予定額

(10) 契約保証金

要

(11) その他

本入札は兵庫県電子入札共同運営システム（以下、「電子入札システム」

という。)を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続きについては、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム西宮市上下水道局運用基準」に従って行う。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

「西宮市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札公告共通事項」(以下、「共通事項」という。))に定めるもののほか、次の全事項を満たしていること。

- (1) 本入札の公告日現在、令和8年度指名競争入札参加資格者名簿(以下、「資格者名簿」という。))において、次の要件を満たす者(資格者名簿は西宮市のホームページに掲載)

①業種分類 「L-1」(電気工事)

- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する審査の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下、「経審結果通知書」という。))の電気工事業の総合評定値が900点以上であること。なお、総合評定値は主観数値を加えた点数とする。
- (3) 建設業法第3条の規定の電気工事業に係る一般建設業の許可(下請金額の総額が5,000万円以上になる場合、又は工事施工中に下請金額の総額が5,000万円以上となるおそれのある場合は、特定建設業の許可)を有すること。
- (4) 契約時に選任する技術者(以下、「配置技術者」という。))は、建設業法の規定による電気工事業の主任技術者又は監理技術者(下請金額の総額が5,000万円以上になる場合、又は工事施工中に下請金額の総額が5,000万円以上となるおそれのある場合で、建設業法に規定する電気工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者)であること。また、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号監理技術者」という。))として配置を行う場合、建設業法の規定による監理技術者の行うべき職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。))は、建設業法の規定による電気工事業の主任技術者の資格を有する者のうち、当該工種の一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は監理技術者の資格を有する者であること。

なお、工場製作期間と現場施工期間の配置技術者は同一人であることを要しない。現場施工の着手は令和9年11月以降を予定していることから令和9年11月1日を現場施工開始日として入札参加資格審査を行う。ただし、実際に現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、本局監督員との打合せにおいて定めるものとする。

- (5) 請負代金が4,500万円以上のときには、配置技術者(専任特例2号監理技術者を配置する場合、監理技術者補佐)を専任で本工事に配置すること。ただし、工場製作期間の配置技術者が他の工事に従事している(主任(監理)技術者、現場代理人に限らない)場合、次のいずれかに該当する者であれば可とする。

ア 開札日前日までに他の工事の工事完了検査が終了している等、他の工事に従事していないことが証明できる者。

イ 開札日から本工事の現場施工開始予定日(令和9年11月1日)の前日までの間(以下、「本工事の工場製作期間終了までの間」という。))と他の工事の従事期間が重複しないことが証明できる者。

ウ 本工事の工場製作期間終了までの間と従事している他の工事の工場製作期間のみが重複しており、かつ従事場所が本工事の工場製作と同一工場であり、本工事と一元的な管理体制のもとで製

作を行うことが可能であることが証明できる者。

(6) 契約期間中は協議により、次の場合に限り、配置技術者及び監理技術者補佐の変更を可とする。

ア 死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合

イ 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合

ウ 工場から現地へ工事の現場が移行する場合（入札参加資格審査時に提示した配置技術者に限る）

エ 工事工程上技術者の交代が合理的な場合

(7) 配置技術者、監理技術者補佐及び契約時に選任する現場代理人（以下、「配置現場代理人」という。）

は、所属建設工事業者と入札参加申込日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。配置現場代理人は本工事の現場に常駐できる者であること。（西宮市上下水道局現場代理人取扱要領第5条の対象工事であり、第6条の条件に該当する場合は、この限りでない。）

(8) 配置技術者（請負金額が4,500万円以上の場合）、監理技術者補佐及び配置現場代理人は、建設業法第7条第1号又は第15条第1号の規定による経營業務の管理責任者及び、建設業法第7条第2号又は第15条第2号の規定による営業所の専任の技術者でない者であること。（西宮市上下水道局現場代理人取扱要領第2条第2項ただし書きに該当する場合は、この限りでない。）

(9) 以下に示す施工実績を有すること。

ア 平成23年度以降、入札公告日の前日までに、水道法（昭和32年法律第177号）第5条第1項各号に規定する水道施設のいずれかにおいて、別表「電気設備分類表（水道）」に定める負荷設備の新設又は更新工事を元請※₁として受注し、引き渡した実績※₂を有するものであること。

イ 現場施工期間の配置技術者は、平成23年度以降、入札公告日の前日までに、水道法第5条第1項各号に規定する水道施設のいずれかにおいて、別表「電気設備分類表（水道）」に定める負荷設備の新設又は更新工事を元請※₁として受注し、引き渡した工事※₂の現場施工期間における監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した経験があること。

※1 共同企業体の場合、出資比率が20%以上の構成員に限る。

※2 国、地方公共団体その他の公共機関が発注した工事に限る。

3 入札参加等に関する事項

(1) 入札参加申込

ア 申請期間 令和8年10月7日（水）午前9時から令和8年10月16日（金）午後3時まで。
電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時。）

イ 申請方法 電子入札システムにより「入札参加申込書」を提出すること。
提出の際、「制限付き一般競争入札参加申込書」を必ず添付すること。

(2) 設計図書等の閲覧

ア 閲覧期間 令和8年10月7日（水）午前9時から令和8年10月30日（金）午後6時まで。

イ 閲覧方法 入札参加申し込みのあった者に対して、電子メールでパスワードを通知するので、各自兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）からダウンロードするものとする。

なお、入札参加申し込み以前に設計図書等の閲覧を希望する場合は、商号又は名称、担当者名、連絡先を明記したうえ、契約管理課（vo_w_keiyaku@nishi.or.jp）まで電子メールでパスワードを請求すること。ただし、明らかに入札参加資格がないと認められる場合、パスワードは通知しない。

(3) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 質問期限 令和8年10月22日(木)正午まで。

イ 質問方法 所定の質問・回答書に内容を簡潔にまとめて記載し、契約管理課
(vo_w_keiyaku@nishi.or.jp) までファイル形式を変更せずに添付ファイルとして、
メール送信すること。送信後、契約管理課(0798-35-3541)に電話し、受信確認を
必ず行うこと。

ウ 回答期限 令和8年10月27日(火)午後8時までに回答する。

エ 回答方法 ポータルサイト上で質問者名を伏せて公開する。

(4) 現場説明 なし。

(5) 現地調査 なし。

(6) 入札書受付期間

第1日目 令和8年10月28日(水)午前9時～午後8時

第2日目 令和8年10月29日(木)午前9時～正午

(7) 入札方法

電子入札システムにより「工事費内訳書」を添付して「入札書」を送信すること。

4 開札等に関する事項

(1) 開札日時

令和8年10月30日(金) 午前9時00分以降

開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行する。

ア 落札候補者がある又は調査・保留する場合 「保留通知書」

イ 再度入札を行う場合 「再入札通知書」

ウ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

(2) 再度入札

再度入札を行う場合は、共通事項に定めるとおりとする。

なお、再度入札の参加者の資格について、契約規則第10条の規定に基づき、前の入札に参加しな
かった者、無効入札をした者及び最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できない
ものとする。

5 入札参加資格の審査

(1) 提出書類

落札候補者に対し、電話又は電子メールで落札候補者となった旨を通知するので、下記の書類等
を提出すること。ただし、市内業者については④、⑤の提出は不要とする。

① 競争参加資格確認申請書(工場製作期間・現場施工期間)

② 開札日まで有効期限のある建設業の許可証明書又は通知書の写し

③ 開札日まで有効期限のある経審結果通知書の写し

④ 配置現場代理人及び配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料(「監理技術者
資格者証(表・裏)」、「雇用保険被保険者証」、「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定
通知書」等)

⑤ 配置技術者の資格要件を証明する資料(「監理技術者 資格者証(表・裏)」及び監理技術者講

習を修了したことを証明する資料、「資格証明書等の写し」（国家資格を有する技術者）、「経歴書」（実務経験による技術者）等）

⑥ 施工実績調書（配置技術者に条件がある場合、技術者実績を含む。）

（２）提出期限

開札日の翌日（閉庁日を除く。）の午後３時まで。

ただし、開札状況等により上記提出期限によらない場合には、別途通知する。

第２順位者以降の審査については、別途対象者に対し提出期限を通知する。

（３）提出方法

契約管理課（vo_w_keiyaku@nishi.or.jp）に電子データで提出すること。

送信後、契約管理課（0798-35-3541）に電話し、必ず受信確認を行うこと。

６ 落札者決定通知

（１）落札者決定予定日

令和８年１１月６日（金）

落札候補者の入札参加資格の審査を行い、参加資格を有していると認められた者を落札者とする。審査の結果、落札候補者が参加資格を有していないと認められた場合、その者のした入札を無効とし、順次入札参加資格の審査を行い、落札者が決定するまで審査を行う。参加資格を有していないと認めた者には理由を付してその結果を通知する。

（２）方法

電子入札システムにより「落札者決定通知書」を発行する。

７ その他

本入札の実施については、この公告に定めるもののほか、共通事項のとおりとする。ただし、同一項目において相違がある場合は、本入札公告を優先する。

８ 問合せ先

西宮市上下水道局上下水道総括室契約管理課工事契約チーム（TEL0798-35-3541・FAX0798-33-0586）

別表：電気設備分類表(水道)

大分類	中分類	小分類
電気計装設備	受変電設備	断路器盤
		遮断器盤
		変圧器盤
		コンデンサ盤
		変流器盤
		低圧主幹盤
	自家発電設備	発電機
		原動機
		発電機盤
	直流電源設備	蓄電池盤
		充電器盤
		直流電源盤
		鉛蓄電池（長寿命型）
		鉛蓄電池
	交流無停電電源装置	CVCF盤
		汎用ミニUPS
	負荷設備	コントロールセンタ
		動力制御盤
	計測設備	流量計
		レベル計
		pH計
		濁度計
		濃度計
		塩素濃度計
	監視制御設備 （主要設備）	プロセスコントローラ
		シーケンスコントローラ
		監視盤
		監視コントローラ
	監視制御設備 （その他設備）	現場盤
		補助リレー盤
		計装盤
		操作盤
		CRT操作卓
		データロギングコントローラ
		テレメータ・テレコントロール装置
	ITV設備	ITV装置

※建築電気設備工事は除く